

令和4年11月1日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 2 件
（うち屋外式（R F 式）ガス給湯付ふろがま（都市ガス用）1 件、
ガスこんろ（L P ガス用）1 件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 7 件
（うちリチウム電池内蔵充電器 1 件、
映像録画装置（防犯カメラ用）1 件、マルチタップ 1 件、
エアコン（室外機）2 件、踏み台（アルミニウム合金製）1 件、
椅子 1 件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及
び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審
議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）
担 当：石田、鈴木、笹島
電 話：03(3507)9204（直通）
F A X：03(3507)9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200581	令和4年10月17日	令和4年10月27日	屋外式(RF式)ガス給湯付ふろがま(都市ガス用)	GT-1628SAWX	株式会社ノーリツ	火災	当該製品を使用中、周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	製造から15年以上経過した製品
A202200582	令和4年10月6日	令和4年10月28日	ガスこんろ(LPガス用)	PA-A95WCH-L	株式会社パロマ	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故
該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200577	令和4年8月2日	令和4年10月27日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年10月25日
A202200578	令和4年10月16日	令和4年10月27日	映像録画装置(防犯カメラ用)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	
A202200579	令和4年7月31日	令和4年10月27日	マルチタップ	火災	商業施設で当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年10月21日
A202200580	令和4年10月22日	令和4年10月27日	エアコン(室外機)	火災	異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	徳島県	製造から15年以上経過した製品
A202200583	令和4年9月29日	令和4年10月28日	踏み台(アルミニウム合金製)	重傷1名	倉庫で当該製品を使用中、当該製品が破損し、転倒、右腕を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	栃木県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年10月18日
A202200584	令和4年10月25日	令和4年10月28日	エアコン(室外機)	火災	当該製品を使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	石川県	
A202200585	令和4年9月12日	令和4年10月28日	椅子	重傷1名	当該製品を使用中、当該製品の脚部が破損し、転倒、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年10月18日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし